

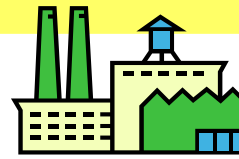
守山市企業立地促進奨励金のご案内

～市内で事業所等の新設・増設・移設等を行う場合、事業開始後に奨励金を受けられる制度の概要をご紹介します。～

(令和3年10月1日から施行)

製造業等の場合

- [・ 製造業（日本標準産業分類による）・物流関係事業・情報関連産業
・ 基礎研究事業・応用研究事業・開発研究事業 等]



【交付要件】

区分	大規模以外(新設・増設・移設・建替え)	大規模(*建替えは対象外)
投下固定資産総額	5億円以上	50億円以上
常用雇用者数	20人以上 (うち新規雇用者は、新設の場合5人以上、増設の場合2人以上、移設・建替えは条件無し)	51人以上 (うち新規雇用者は20人以上、増設の場合5人以上)

【立地奨励金】

内容	①投下固定資産総額（土地・家屋・償却資産）×10%（*賃借型立地は3%）	①投下固定資産総額（土地・家屋・償却資産）×10%（*賃借型立地は3%）
	②5年間の固定資産税額相当額	②5年間の固定資産税額相当額
	③2億円	③7億円
	※上記①～③の最も低い額	※上記①～③の最も低い額

【雇用奨励金】

内容	市内居住の新規雇用者1人につき10万円
限度額	1,000万円(100人)

ホテル等の場合

- [・ 第1種、第2種観光・レクリエーション特別用途地区におけるホテル・旅館]

【交付要件】

区分	新設・増設・移設・建替え
投下固定資産総額	5億円以上
常用雇用者数	20人以上(うち新規雇用者は、新設の場合5人以上、増設の場合2人以上、移設・建替えは条件無し) ※51人以上の場合、新規雇用者の数は新設は20人以上、増設は5人以上



【立地奨励金】

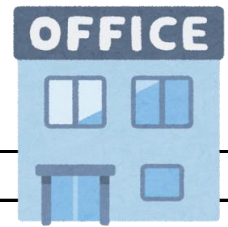
内容	①投下固定資産総額（土地・家屋・償却資産）×3%
	②5年間の固定資産税額相当額
	③2億円
	※上記①～③の最も低い額

【雇用奨励金】

内容	市内居住の新規雇用者1人につき10万円
限度額	1,000万円(100人)

本社機能施設の場合

- ・地域再生法施行規則第8条第1項第1号に規定するもの
- ・登記の本店が市内であるもの
- ・全業種対象 ※風営法の許可を要する風俗営業など一部業種を除く



【交付要件】

区分	新設・増設・移設・建替え
投下固定資産総額	5億円以上
常用雇用者数	20人以上(うち新規雇用者は、新設の場合5人以上、増設の場合2人以上、移設・建替えは条件無し) ※51人以上の場合、新規雇用者の数は新設は20人以上、増設は5人以上
規模の要件	・資本金の額または出資の総額が10億円以上、かつ ・常用雇用者数500人以上(会社全体の常用雇用者数)

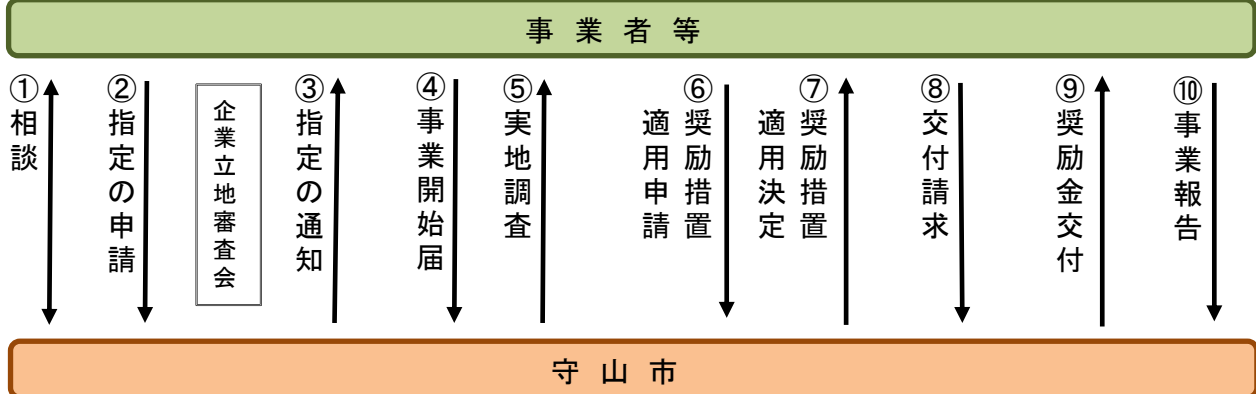
【立地奨励金】

内容	①投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産) × 10% (*賃借型立地は3%)
	②5年間の固定資産税額相当額
	③2億円
	※上記①～③の最も低い額

【雇用奨励金】

内容	市内居住の新規雇用者1人につき10万円
限度額	1,000万円(100人)

申請の大まかな流れ



- ② 建築確認を受けた日から180日以内に申請
- ⑥ 事業を開始した日の属する月から起算して12月を経過した月の末日から60日以内に提出
- ⑨ 立地促進奨励金は、5回(5年)に分割して交付
- ⑩ 事業開始後、6年間の事業報告義務等あり

- ◇ 現に立地促進奨励金の交付を受けている企業等は、当該奨励金の交付を受けている間においては、新たに交付を受けることができません。
- ◇ 投下固定資産総額とは、事業所等の立地に要した費用のうち土地、家屋および償却資産の取得額の合計額のことをいいます。(場合によっては、対象外となる経費があります。)
- ◇ 常用雇用者とは、雇用期間の定めがなく、雇用保険法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行い、かつ、同法第9条第1項の確認を受けた者をいいます。

～企業誘致に関するご相談・お問い合わせはお気軽に～

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市都市経済部地域振興課

守山市都市経済部商工観光課

TEL 077-582-1165・FAX 077-582-0539

TEL 077-582-1131・FAX 077-582-1166

E-mail: chiikishinko@city.moriyama.lg.jp

E-mail: shokokanko@city.moriyama.lg.jp